

群馬東部水道企業団
指定給水装置工事事業者の手引き

群馬東部水道企業団

(初版：令和2年3月作成)

(はじめに)

◎ この手引きは、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者が、事業を運営していくうえで、必要な事項をまとめたものです。

◎ 指定給水装置工事事業者制度とは、規制緩和や競争性、透明性の確保を目的として行われた平成8年度の水道法改正により、創設された制度です。

これに基づき、全国一律の要件のもと、給水装置工事の事業を行う者の申請により、水道事業者が、給水装置工事事業者としての指定を行います。

したがって、指定給水装置工事事業者の責務は、従来の指定工事店より重く、より適正な業務を求められていることを認識してください。

◎ 指定給水装置工事事業者は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、その他関係省令、群馬東部水道企業団給水条例、群馬東部水道企業団給水条例施行規程等を熟知したうえで、これらの規定に基づく企業長の指示を厳守し、誠実にその業務を行わなければなりません。

◎ 給水装置の構造及び材質が、定められた基準に適合していないときは、給水の申込を拒まれたり、基準に適合させるまでの間は、給水を停止されたりすることがあります。

(【水道法施行令：第6条】【群馬東部水道企業団給水条例：第35条第1項】)

また、給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施行したものでなければ、給水の申込を拒まれたり、給水を停止されたりする場合があります。

(【群馬東部水道企業団給水条例：第35条第2項】)

【凡例】

- ・群馬東部水道企業団 … 企業団
- ・群馬東部水道企業団企業長 … 企業長
- ・群馬東部水道企業団給水条例 … 条例
- ・群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程 … 事業者規程

群馬東部水道企業団 指定給水装置工事事業者の手引き 目次

【群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者について】

1 事業の運営に関する基準について	1
2 指定の要件	1
3 新規指定及び更新の申請	2
4 指定給水装置工事事業者証の交付	3
5 変更などの届出	3
6 指定の取消し	4
7 指定の効力停止	4

【給水装置工事主任技術者】

1 給水装置工事主任技術者の職務	5
2 給水装置工事主任技術者の選任	5
3 給水装置工事主任技術者資格の取得について	6

【その他】

1 給水装置工事について	7
2 指定給水装置工事事業者の違反行為について	8

【申請書・届出書 記載例】

様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書	9
様式第2 誓約書	12
様式第3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	13
様式第10 給水装置工事事業者指定事項変更届出書	14
様式第11 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	15

【参考資料】

- ◎ 申請時における提出書類
- ◎ 関係法令・規則など

【群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者について】

1 事業の運営に関する基準について

指定給水装置工事事業者は、以下に掲げる基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければなりません。

- (1) 給水装置工事ごとに、給水装置工事主任技術者を1名以上選任すること。
 - (2) 以下の工事を施行する際に、配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。
 - ① 配水管から分岐して給水管を設ける工事
 - ② 給水装置の、配水管への取り付け口から水道メーターまでの工事
 - (3) 企業団給水区域において工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
 - (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ① 構造・材質基準に適合しない給水装置の設置
 - ② 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具の使用
 - (6) 施行した給水装置工事ごとに、指名した給水装置工事主任技術者に、以下に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施行の場所
 - ③ 施行完了年月日
 - ④ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ⑤ しゅん工図
 - ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ⑦ 給水装置の構造及び材質の確認方法及びその結果
- ◎ **【水道法：第25条の8】**
【水道法施行規則：第36条】
【事業者規程：第13条】

2 指定の要件

指定給水装置工事事業者として指定される要件は、以下のとおりです。

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を1名以上選任すること。

- (2) 以下に掲げる機械器具を有する者であること。
- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑥ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの
- ◎ **【水道法：第25条の3】**
【水道法施行規則：第20条及び第20条の2】
【事業者規程：第5条】

3 新規指定及び更新の申請

- (1) 指定給水装置工事業業者として新規に指定を受けようとする者は、様式第1による申請書に、次に掲げる事項を記載して、提出してください。
- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 企業団給水区域において給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び交付を受けている免状の交付番号
 - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ④ 事業の範囲
- (2) 提出書類及び添付書類は、以下のとおりです。
- ① 様式第1の指定給水装置工事業業者指定申請書、別表の機械器具調書
 - ② 様式第2の誓約書
 - ③ 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
 - ④ 様式第3の給水装置工事主任技術者選任届出書及び給水装置工事主任技術者の免状の写し

- ⑤ 営業所の案内図
- (3) 申請は、随時受け付けます。
- (4) 当該申請に基づいて指定を受けた事業者は、5年ごとの更新が必要です。
更新についての案内は、有効期限が近づき次第、個別に事業者あてに通知します。
- (5) 新規指定及び更新に際して、手数料として10,000円を納付してください。

◎ **【水道法：第25条の3及び第25条の3の2】**

【水道法施行規則：第18条、第19条及び第20条】

【給水条例：第32条】

【事業者規程：第4条及び第5条の2】

4 指定給水装置工事事業者証の交付

- (1) 指定給水装置工事事業者として指定されると、指定給水装置工事事業者証が交付されます。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、以下のときには、指定給水装置工事事業者証を返納しなければなりません。
 - ① 事業の廃止や休止を届け出たとき
 - ② 指定の取消しや効力の停止処分を受けたとき
- (3) 指定給水装置工事事業者は、指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができます。

◎ **【事業者規程：第6条】**

5 変更などの届出

- (1) 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に様式第10の届出書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、提出しなければなりません。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・添付書類：指定給水装置工事事業者証、定款、登記事項証明書（法人）、住民票の写し（個人）
 - ② 役員の氏名（法人に限る。）
 - ・添付書類：様式第2（誓約書）、登記事項証明書
 - ③ 事業所の名称及び所在地
 - ・添付書類：指定給水装置工事事業者証、事業所の地図（所在地変更のとき）
- (2) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があったときは、様式第3の届出書に必要事項を記載し、免状のコピー

一などを添えて、速やかに提出しなければなりません。

- (3) 給水装置工事の事業を廃止又は休止した指定給水装置工事事業者は、廃止又は休止のあった日から30日以内に、様式第11の届出書に必要事項を記載し、提出しなければなりません。
- (4) 給水装置工事の事業を再開した指定給水装置工事事業者は、再開の日から10日以内に、様式第11の届出書に必要事項を記載し、提出しなければなりません。

◎【水道法：第25条の7】

【水道法施行規則：第34条及び第35条】

【事業者規程：第7条】

6 指定の取消し

指定給水装置工事事業者は、次のいずれかに該当したときは、その指定を取り消されます。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 変更、廃止等の届出をしないときや、虚偽の届出をしたとき。
- (4) 給水装置工事主任技術者選任の要件を満たさないとき。
- (5) 給水装置工事事業の運営に関し、適正でないと認められるとき。
- (6) 給水装置工事主任技術者が、正当な理由なく工事の立会いに応じないとき。
- (7) 給水装置工事事業者が施行した工事について、正当な理由なく求められた報告書及び資料を提出できないときや、虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。
- (8) 給水装置工事事業者が施行した工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいと認められるとき。

◎【水道法：第25条の11】

【事業者規程：第8条】

7 指定の効力停止

指定の取消要件に該当した場合においても、指定給水装置工事事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、6ヶ月を超えない期間で指定の効力が停止されることがあります。

◎【事業者規程：第9条】

【給水装置工事主任技術者】

1 給水装置工事主任技術者の職務

(1) 給水装置工事主任技術者は、以下に掲げる職務を、誠実に行わなければなりません。

- ① 給水装置工事に関する、以下の事項
 - ・ 工事等に関する、技術上の管理
 - ・ 給水装置の構造及び材質が、定められた基準に適合していることの確認
 - ・ 企業団その他関係各署との、連絡または調整
- ② 給水装置工事の従事者への、技術上の指導監督

(2) 給水装置工事の従事者は、給水装置工事主任技術者の職務上の指導に従わなければなりません。

◎ **【水道法：第25条の4 第3項、第4項】**

【水道法施行規則：第23条】

2 給水装置工事主任技術者の選任

(1) 指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から14日以内に、様式第3の届出書により、企業団給水区域内において給水装置工事を行う事業所の名称並びにそれぞれの事業所ごとに選任した給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号等、必要事項を記載し届け出なければなりません。

(2) 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から14日以内に新たな給水装置工事主任技術者を選任し、様式第3の届出書を提出しなければなりません。

(3) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任したときは、様式第3の届出書を遅滞なく届け出なければなりません。

(4) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うにあたって、一つの事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなりません。

なお、一つの給水装置工事主任技術者が二つ以上の事業所の給水装置工事主任技術者となった場合、その職務を行うにあたって、特に支障がないと認められるときには、同時に選任しても構いません。

◎ **【水道法：第25条の4】**

【水道法施行規則：第21条及び第22条】

3 給水装置工事主任技術者資格の取得について

群馬東部水道企業団では資格試験を実施しないため、国が指定した(財)給水工事技術振興財団が毎年10月頃に実施する国家試験を受けることとなります。

◎【水道法：第25条の5、第25条の6、第25条の12】

【水道法施行規則：第37条】

【その他】

1 給水装置工事について

(1) 設計審査について

指定給水装置工事事業者が、工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ設計審査を受けなければなりません。

◎【給水条例：第9条第2項】

(2) しゅん工検査について

① 指定給水装置工事事業者は、定められた給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る関係書類を添えて申し込まなければなりません。

② 指定給水装置工事事業者は、検査の結果手直しを求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければなりません。

◎【給水条例：第9条第2項】

【事業者規程：第14条】

(3) 給水装置工事主任技術者の立会いについて

指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し、給水装置の検査の必要があると認められるときは、当該給水装置工事に関し指定した給水装置工事主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の給水装置工事主任技術者の立会いを求められる場合があります。

◎【水道法：第25条の9】

【事業者規程：第15条】

(4) 報告又は資料提出について

指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求められる場合があります。

◎【水道法：第25条の10】

【事業者規程：第17条】

2 指定給水装置工事事業者の違反行為について

指定給水装置工事事業者の中には、違反工事などを行い、お客様にご迷惑をおかけしている事業者も少なからず存在します。また、厚生労働省などから給水装置工事のトラブルに関するガイドラインが示されており、高額な工事料金請求や不良施工等から利用者を保護するための対策構築を求められています。

これらのことをうけて、企業団では、利用者や適正な事業を行う指定給水装置事業者などを保護するとともに、違反行為や工事施行におけるトラブルなどを防止し、安全で信頼される給水装置工事を確保することを目的として、「**群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続要綱**」を制定しております。

違反工事などに対しては、当処分手続要綱に基づき、厳しく対処いたしますので、ご承知おきください。

（表面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

群馬東部水道事業団 様

申請日
令和 ○年 ○月 ○日

住民票・登記事項証明等の記載通りに記載

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 群馬 設備

住所 〒○○○-○○○ 群馬県○○市○○町○○番○○号

代表者氏名 ^{フリガナ} 群馬 タロウ 太郎

TEL ○○○○ (○○) ○○○○

※ 原則として、この記載内容で指定証を発行します。

必ず押印すること。
(個人) 事業者の印
(法人) 代表者の印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずるもの）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 ^{フリガナ} 群馬 タロウ 太郎	取締役 ^{フリガナ} タテバヤシ 館林 花子
取締役 ^{フリガナ} オオタ 太田 イチロウ 一郎	監査役 ^{フリガナ} ミドリ 緑 フウタ 風太
事業の範囲	上下水道工事の設計、施工、請負
登記事項証明の「目的」欄等の内容を記載	別表のとおり

代表取締役から監査役までの役員全員を記載
(法人のみ)

(裏面)

<p>実際に事業を行おうとする事業所の 名称・所在地等を記載</p> <p>事業を行う事業所の名称</p>	株式会社〇〇〇〇〇〇 △△支店
上記事業所の所在地	群馬県△△市〇〇町××番地
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
太田 一郎	第〇〇〇〇〇〇〇〇号
<p>給水装置工事主任技術者免状や、給水装置工事主任技術者証などを参考に記載 ※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一になります。</p>	
<p>上記以外にも事業を行いたい支店・営業所 がある場合のみ同様に記載</p>	

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機械器具調書

申請日を
記載

令和 ○年 ○月 ○日現在

種 別	名 称	形式・性能	数 量	備 考
管の切断用	○○○○○○○	○○○○○○○	1	
管の加工用	△△△△△△	△△△△△△	1	
接合用	××××××	××××××	6	
水圧テストポンプ	□□□□□□	□□□□□□	1	

(注) 種別の欄「水圧テストポンプ」の欄に記載する項目は、最低1項目です。管の切断用、管の加工用、接合用、水圧テストポンプの種別ごとに記載があること。器具、

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請日を
記載

令和 ○年 ○月 ○日

住民票・登記事項証明等の記載通りに記載
※「様式第1」の申請者欄と同様

申請者 氏名又は名称 株式会社○○○○○○○
〒○○○-○○○
住所 群馬県○○市○○町○○番○○号
代表者氏名 群馬 太郎



必ず押印すること。
(個人) 事業者の印
(法人) 代表者の印

群馬東部水道企業団 企業長 様

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

群馬東部水道企業団 企業長 様

申請日を
記載

令和 ○年 ○月 ○日

住民票・登記事項証明
等の記載通りに記載

届出者 氏名又は名称 株式会社○○○○○○
代表者氏名 群馬 太郎

必ず押印すること。
(個人) 事業者の印
(法人) 代表者の印



該当する
ものに○

選任
解任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出をしま 実際に事業を行おうとする
事業所の名称を記載

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	株式会社○○○○○○ △△支店	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日
太田 一郎	第○○○○○○○○号	令和2年○月○日
給水装置工事主任技術者免状や、給水装置工事主任技術者証などを参考に記載		

給水装置工事事業者指定事項変更届出書

群馬東部水道企業団 企業長 様

申請日を
記載

事業者の名称
(法人の場合は会社名等)
を記載

令和 ○年 ○月 ○日

届出者 株式会社○○○○○○



住民票・登記事項証明等の
記載通りに記載
※最新の情報を記載すること。

規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

必ず押印すること。
(個人) 事業者の印
(法人) 代表者の印

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ^{グンマ} 群馬設備		
住 所	群馬県××市××町××番××号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ^{グンマ} 群馬 ^{タロウ} 太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業所の所在地	群馬県○○市○○町○ ○番○○号	群馬県××市××町× ×番××号	令和2年12月15日
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 変更があった場合は、変更のあった日から 30日以内に必ず提出してください。 </div>			

廃止 指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

群馬東部水道企業団 企業長 様

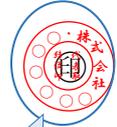
事業者の名称
(法人の場合は会社名等)
を記載

該当する
箇所に○

申請日を
記載

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者 株式会社群馬設備



水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業 廃止 休止 の届出を
再開

必ず押印すること。
(個人) 事業者の印
(法人) 代表者の印

該当する
箇所に○

グンマセツビ 氏名又は名称	グンマセツビ 株式会社 群馬設備
住 所	群馬県××市××町××番××号
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 グンマ タロウ 群馬 太郎
(廃止・休止・再開の) 年 月 日	令和○年○月○日
(廃止・休止・再開の) 理 由	事業縮小のため

廃止・休止の場合は 30 日以内に、事業再開
の場合は 10 日以内に提出すること

【参考資料】

申請時における提出書類

◎新規申請

		個人	法人	備考
(様式第1) 指定給水装置工事事業者申請書		○	○	
(別表) 機械器具調書		○	○	
(様式第2) 誓約書		○	○	
(様式第3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		○	○	
添 付 書 類	「住民票」の写し	○	×	内容が最新のもの
	「定款」の写し	×	○	内容が最新のもの
	「登記事項証明書」	×	○	内容が最新のもの
	「給水装置工事主任技術者免状」の写し	○	○	給水装置工事主任技術者証 (カード型)でも可
	事業所の地図	○	○	A4サイズのもの

※ 指定給水装置工事事業者証の交付時に、指定手数料 10,000 円を納入してください。

※ 指定給水装置工事事業者証の交付後、給水業務についての説明を受けていただきます。

◎給水装置工事主任技術者の選任・解任

		選任	解任	備考
(様式第3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		○	○	
書添 類付	給水装置工事主任技術者免状の写し	○	×	給水装置工事主任技術者証 (カード型)でも可

※ 選任・解任等を行い次第、速やかに届出してください。

◎指定事項の変更

		個人		法人			
		氏名又は名称	住所	名称	所在地	代表者	役員
(様式第10) 給水装置工事事業者指定事項変更届出書		○	○	○	○	○	○
(様式第2) 誓約書		×	×	×	×	×	○
添付書類	「住民票」の写し	○	○	/	/	/	/
	「定款」の写し	/	/	○	○	○	×
	「登記事項証明書」	/	/	○	○	○	○
	事業所の地図	×	○	×	○	×	×
	指定給水装置工事事業者証の返却	○	○	○	○	○	×

※ 氏名又は名称、住所並びに代表者の変更の際には、今までの指定給水装置工事事業者証は返却してください。再交付いたします。

※ 変更のあった日から30日以内に届出してください。

◎事業の廃止・休止・再開

提出書類：(様式第11) 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

※ 事由が発生してから、以下の期日以内に届出してください。

- ・ 廃止、休止の場合：30日以内（指定給水装置工事事業者証を返却してください。）
- ・ 再開の場合：10日以内

◎申請場所及びその他申請に関するお問い合わせ先

群馬東部水道企業団 太田本所 お客様サービスセンター 〒 373-8503 群馬県太田市浜町11番28号 【TEL】0276 (45) 2732

水道法（抄）（昭和32年法律第177号）

（指定の基準）

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（指定の更新）

第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

（給水装置工事主任技術者）

第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）

第二十五条の五 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年

を経過しない者

- 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第二十五条の六 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事事業者の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第二十五条の八 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第二十五条の九 水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第二十五条の十 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
- 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

- 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(指定試験機関の指定)

第二十五条の十二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

水道法施行令（抄）（昭和32年政令第336号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

水道法施行規則（抄）（昭和32年厚生省令第45号）

（指定の申請）

第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- 三 事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

（厚生労働省令で定める者）

第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の選任）

第二十一条 指定給水装置工事業事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事業事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事業事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障

がないときは、この限りでない。

第二十二條 法第二十五條の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第二十三條 法第二十五條の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二 第三十六條第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三 給水装置工事（第十三條に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

(変更の届出)

第三十四條 法第二十五條の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、役員の氏名

三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 第二十五條の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五條の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第三十五條 法第二十五條の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第三十六條 法第二十五條の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 給水装置工事（第十三條に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五條の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五條の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六 施行した給水装置工事（第十三條に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

- イ 施主の氏名又は名称
- ロ 施行の場所
- ハ 施行完了年月日
- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 竣工図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

群馬東部水道企業団給水条例（抄）（平成28年条例第21号）

（給水設置工事の施行）

第9条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

（手数料）

第32条 手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に定める徴収時期に、同表の右欄に定める額を徴収する。ただし、徴収時期について、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	徴収時期	額(1件につき)
第9条第2項の審査(材料の確認を含む。)	工事着手前	1,000円
第9条第2項の工事の検査	工事着手前	1,000円
指定給水装置工事事業者の指定	申請の際	10,000円
各種証明	申請の際	300円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第35条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（抄）（平成28年企業管理規程第12号）

（指定の申請）

第4条 給水条例第9条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、省令に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、省令に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第5条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 前条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事業者証の交付)

第6条 企業長は、前条の指定第5条の指定及び第5条の2の指定の更新を行ったときは、速やかに指定工事業者に群馬東部水道企業団指定給水装置工事業業者証(様式第1号群馬東部水道企業団指定給水装置工事業業者証(別記様式。以下「指定工事業者証」という。))を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を企業長に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を企業長に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の名

- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に省令に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて企業長に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、省令に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、省令に定められた様式第11による届出書を企業長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、企業長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
- ア 令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
- イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所

- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ 竣工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第9条第2項の規定により給水装置設計審査(使用材料の確認を含む。)を受けようとする場合は、給水装置工事申込書及び設計書により、正本及び副本1部を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の設計審査を行ったときは、その副本に審査結果を記載し、指定工事業者に交付するものとする。

(主任技術者の立会い)

第15条 企業長は、指定工事業者が施行した給水装置工事にし、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事にし第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(工事の取りやめの届出)

第16条 給水条例第6条第1項に規定する給水装置の新設等の工事の承認を受けた者が、その工事を取りやめようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出)

第17条 企業長は、指定工事業者が施行した給水装置工事にし、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。